

議案第 16 号

平成 24 年度三重県伊賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 24 年度三重県伊賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2 8 1 床
(2) 年間入院患者数	4 0, 1 5 0 人
(3) 年間外来患者数	8 5, 7 5 0 人
(4) 1 日平均入院患者数	1 1 0 人
(5) 1 日平均外来患者数	3 5 0 人
(6) 主要な建設改良事業 (医療器械器具整備等)	4 9 7, 7 5 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	3, 4 0 3, 1 7 1 千円
第 1 項 医業収益	3, 2 9 1, 1 4 0 千円
第 2 項 医業外収益	1 1 1, 8 8 1 千円
第 3 項 特別利益	1 5 0 千円

支 出

第 1 款 病院事業費用	3, 4 0 0, 5 8 9 千円
第 1 項 医業費用	3, 3 1 5, 4 6 6 千円
第 2 項 医業外費用	7 0, 0 2 3 千円
第 3 項 特別損失	1 5, 1 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 6, 2 8 9 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	5 7 4, 4 3 4 千円
第 1 項 企業債	2 7 2, 8 0 0 千円
第 2 項 補助金	3 0 1, 6 3 4 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	6 4 0, 7 2 3 千円
第 1 項 建設改良費	4 9 7, 7 5 0 千円
第 2 項 無形固定資産費	1, 2 0 0 千円
第 3 項 償還金	1 4 1, 7 7 3 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整備事業	千円 257,800	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金等につ いて、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金及び特定資金 については、その融通 条件により、銀行その 他の場合には債権者と の協定によるものとし る。ただし、企業財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。
病院施設整備事業	15,000			
計	272,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,909,138千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債の償還元金及び支払利息並びに救急業務の費用等の財源に充てるため一般会計からこの会計への負担金並びに補助を受ける金額は、474,947千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、600,000千円と定める。

平成24年2月28日提出

三重県伊賀市長 内 保 博 仁